

農村振興局における今後の海外農業農村開発に関する展開方向

令和7年7月

農村振興局 整備部 設計課 海外土地改良技術室

目 次

(世界情勢、国際的な議論)

- 農業農村開発をめぐる世界の情勢…………… 1
- 食料や農業に関する国際的な議論…………… 2
- 水に関する国際的な議論…………… 3

(我が国における政策的位置づけ等)

- 我が国における海外農業農村開発の政策的位置付け…………… 4
- 我が国における海外農業農村開発に関する主要イニシアティブ…………… 5

(展開方向)

- 海外農業農村開発の課題と今後対応が必要な事項…………… 6
- 海外農業農村開発に関する展開方向…………… 7

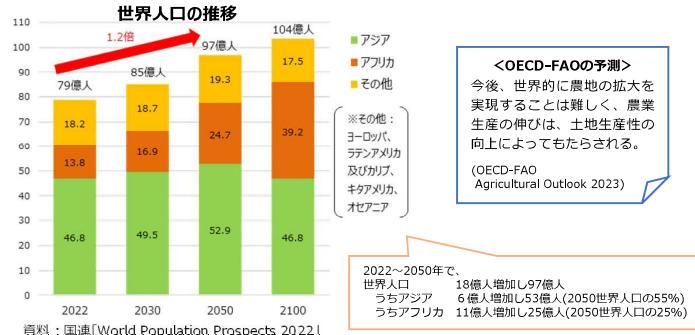
(参考資料)

- 農村振興局における取組…………… 8
- 農村振興局における最近の活動事例…………… 9
- 農村振興局における海外人材派遣…………… 10

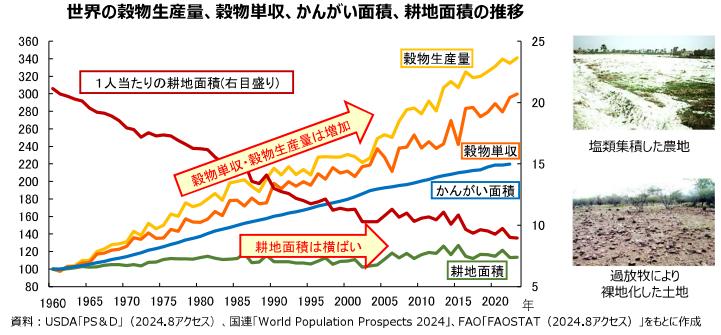
農業農村開発をめぐる世界の情勢

- 世界の人口は、2050年には2022年の**1.2倍の97億人**となる見通し。
- 農地開発が進む一方、塩害、過放牧等による農地の劣化により、世界の**耕地面積は近年横ばい状態**。かんがい面積の増加等に伴う**穀物単収の増加**により**穀物生産量は増加**しており、今後も**食料需要の増大に対応するため、かんがい施設の整備等が必要**。
- 世界の水使用量の**約70%**は農業用水で、特に**水田農業を実施するアジア地域は水使用量が多い**。他方、生活用水や工業用水の需要は増加しており、**農業用水の効率的利用が必要**。
- 近年、気候変動の影響は複雑化しており、世界において、洪水、干ばつ等の**気象災害の発生件数は急増**。気候変動に対し、**防災・減災対策等の適応策**及び**温室効果ガスの排出削減等の緩和策**を講じる必要。

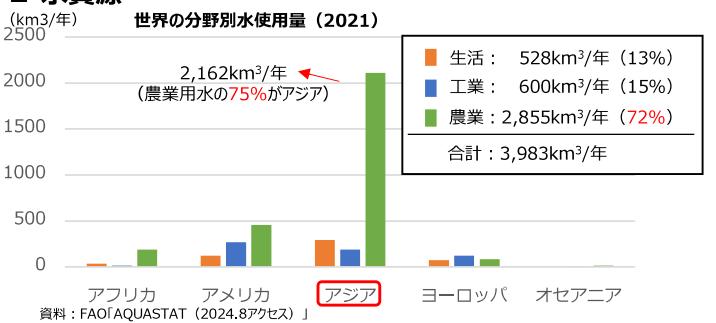
■ 人口と食料



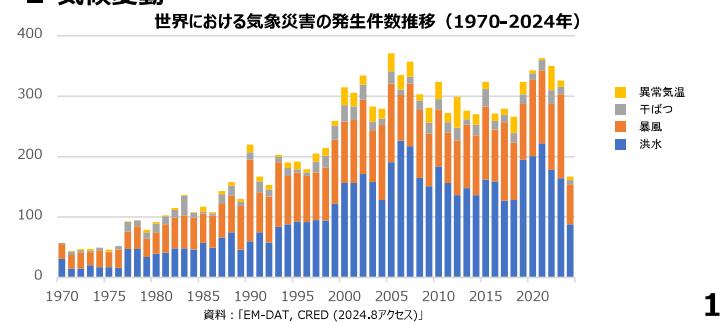
■ 土地資源



■ 水資源



■ 気候変動



1

食料や農業に関する国際的な議論

- 食料・農業分野を含む地球規模課題に対処すべく、2015年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で、「**持続可能な開発目標 (SDGs)**」として、2030年を達成年限とした**17の目標と169のターゲットを設定**。
- 貧困・飢餓の撲滅、水・衛生の確保、気候変動対策等のSDGs達成に向け、**国連食料システムサミット、G7、G20等の国際会議**の場において、**農業農村開発分野の関連課題についても議論が活発化**。

■ 持続可能な開発目標 (SDGs)

17の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

①貧困	②飢餓	③保健
④教育	⑤ジェンダー	⑥水・衛生
⑦エネルギー	⑧成長・雇用	⑨イノベーション
⑩不平等	⑪都市	⑫生産・消費
⑬気候変動	⑭海洋資源	⑮陸上資源
⑯平和	⑰実施手段	

● 農村振興局と関わりの深いもの



目標1 (貧困)	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標2 (飢餓)	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標6 (水・衛生)	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標9 (インフラ、産業化、イノベーション)	強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
目標13 (気候変動)	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

■ 国際会議でのコミットメント

● 国連食料システムサミット (米国・ニューヨーク 2021年9月)

- ・地域ごとに事情やアプローチ、視点は多様であることを認識し、SDGsを実現するために、**食料システムを地域に適応**させる必要。
- ・全てのステークホルダー、特に政府は、SDGsの約束を守るために、緊急的かつ大規模に連帯して行動することを再確認。

● G7サミット (日本・広島 2023年5月)

- ・COVID-19のパンデミック、エネルギー価格の高騰、気候変動、生物多様性の損失、土地の劣化、水の安全、武力紛争等の要因が、近年の食料システムとサプライチェーンの世界的な途絶と混ざり、グローバルな食料安全保障の悪化に影響。
- ・喫緊の食料関連の問題に対処し、食料安全保障を強化する努力を継続することにコミット。**「強靭なグローバル食料安全保障に関する広島行動声明」**を発出。

● G20サミット (インド・ニューデリー 2023年9月)

- ・世界の温室効果ガス (GHG) 排出量は増加し続け、気候変動、生物多様性の損失、汚染、干ばつ、土壤の劣化及び砂漠化が生命と暮らしを脅かし、食料やエネルギーの価格を含む物価の高騰は、生活費を圧迫。
- ・持続可能で気候変動に対して強靭な農業と食料システムを構築するため、**農業生産性の向上**等に焦点を当てたイノベーション及び投資を加速させることにコミット。

● 第4回 アジア・太平洋水サミット (日本・熊本 2022年4月)

- ・コロナ禍からの回復において、強靭性、持続可能性、包摂性を兼ね備えた質の高い社会への変革が必要。
- ・「質の高い社会」を実現するために、水データ・インフラや知識・情報を含めた、**水分野でのハード・ソフトを総合した、質の高いインフラ整備**を強化。

● 第8回 アフリカ開発会議 TICAD8 (チュニジア・チュニス 2022年8月)

- ・気候変動及びグローバル・サプライチェーンの混乱に対して強い、アフリカにおける**強靭で持続可能な農業**、食料システム及びパリューチェーンを支援。

● 日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議 (日本・東京 2023年12月)

- ・持続可能な農業用水管理を通じたものを含め、食料安全保障を確保するための**強靭かつ持続可能な農業及び食料システム**を構築。

● 第15回 日メコン外相会議 (ラオス・ビエンチャン 2024年7月)

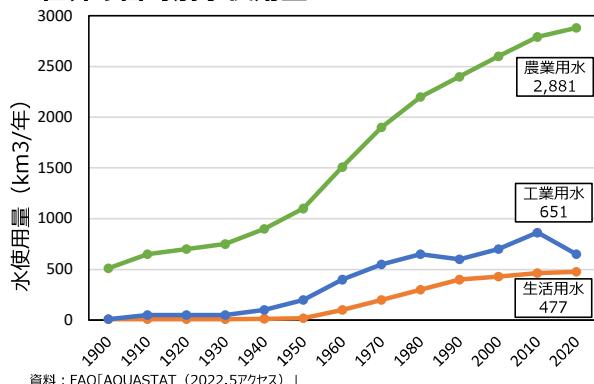
- ・水資源管理や災害リスク削減に関し、特にメコン河委員会 (MRC) と更に協力。

2

水に関する国際的な議論

- 世界の水需要は、製造業、発電用水、生活用水の需要増により、2050年までに約55%増加することが見込まれており、**限りある水資源に対して、世界の水使用量の約70%を占める農業用水の効率的利用が課題**。
- SDGsの目標6（水・衛生）**において、ターゲット6.4の中で**「水利用効率の大幅な改善」**が掲げられ、**モニタリング指標6.4.1**として、**全産業セクターにおける「水利用効率の経時変化」**が定義。
- この指標は、**かんがい農業（特に水田農業）**が、**他産業と比較して相対的に低く算出**される算定式となっている。そのため、**水利用の地域特性、水田農業における多面的機能等を考慮し、本指標のみをもって政策決定がなされないよう主張していく必要**。

■ 世界の目的別水使用量



■ 水に関する国際的な議論

● 国連水会議2023（アメリカ・ニューヨーク 2023年3月）

- 2016年12月の国連総会において、2018-2028年を「『持続可能な開発のための水』国際行動の10年」とすることが決議され、その進捗に関する中間レビューを行うための会議として開催。
- 「『持続可能な開発のための水』国際行動の10年」においては、**水資源に関連する持続可能な開発目標（SDGs）**とターゲットについて再確認し、達成することを決意。

● 第10回世界水フォーラム、閣僚宣言（インドネシア・バリ 2024年5月）

- 持続可能な開発目標（SDGs）、特にSDG6「すべての人々のための水と衛生の利用可能性と持続可能な管理の確保」を2030年までに達成するための決意を再確認。

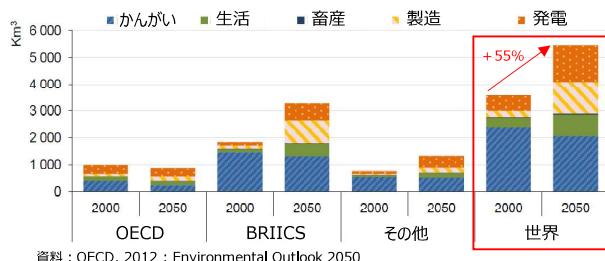
モニタリング指標6.4.1 水利用効率 [USD/m³]

- ターゲット6.4 「2030年までに、全セクターにおいて水の利用効率を大幅に改善し、（中略）水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる」（担当機関：国連食糧農業機関（FAO））。
- 全ての経済活動による水利用を対象とし、農業、工業、サービス業等の各セクターについて、水利用効率の経時変化を監視。
- 水利用効率（WUE）は、農業、工業、サービス業それぞれの「**水利用効率（we）**（総付加価値額/取水量）」と「**全体に占める取水量の割合（P）**」との積を合算し算出。

$$WUE [\text{USD}/\text{m}^3] = \frac{A_{we} \times P_A}{(\text{農業})} + \frac{M_{we} \times P_M}{(\text{工業})} + \frac{S_{we} \times P_S}{(\text{サービス業})}$$

- 取水量当たりの付加価値額が低い水田農業は、他産業と比較して、水利用効率が相対的に低く算出。
- 水利用の地域特性、水田農業における多面的機能等を考慮し、**本指標のみをもって政策決定がなされないよう主張していく必要**。

■ 世界の水需要予測（地域別、2000-2050年）



3

我が国における海外農業農村開発の政策的位置付け

開発協力大綱

（決定：平成4年6月（政府開発援助大綱）、最終改定：令和5年6月）

○ 基本的考え方

- 国際社会は歴史的な転換期にあり、**複合的危機に直面**している。**気候変動、感染症を始めとする地球規模課題は深刻化**し、多くの開発途上国は経済成長の減速と国内外の経済格差に見舞われている。→ **我が国の外交の最も重要なツールの一つである開発協力を一層効果的・戦略的に活用**
- 開発途上国とも協力し、開発課題や複雑化・深刻化する**地球規模課題に共に対処**していくことは、責任ある主要国としての**我が国の責任**である。
- より多くの国との間で**信頼関係を粘り強く構築**していくことは、とりもなおさず**我が国自身の国益の増進**につながる。

○ 施策概要

- 新しい時代の「**質の高い成長**」とそれを通じた貧困撲滅 → **食料・エネルギー安全保障、デジタル、質の高いインフラ**分野における取組を強化
- 複雑化・深刻化する**地球規模課題への国際的取組の主導** → **気候変動・環境、保健、防災、教育等**の分野において総合的な取組を強化

○ 実施原則

- 開発協力のあらゆる段階においてジェンダー主流化を通じ**ジェンダー平等**及び**女性のエンパワーメント**を推進

食料・農業・農村基本法

〔公布：平成11年7月、改正法令公布：令和6年6月〕

○ 食料安全保障の確保に関する施策（抜粋）

（国際協力の推進）

第25条 国は、世界の食料需給の将来にわたる安定並びにこれによる我が国への農産物及び農業資材の安定的な輸入の確保に資するため、開発途上地域における農業及び農村の振興に関する技術協力及び資金協力、これらの地域に対する食料援助その他の**国際協力の推進**に努めるものとする。

土地改良長期計画

（決定：令和3年3月）

○ 計画の円滑かつ効果的な実施に当たって必要な事項（抜粋）

3 技術開発の促進と普及、スマート農業への対応

世界的にも食料需要の増大や水資源のひっ迫が見込まれており、農業用水の効率的利用を促進することに加え、気候変動に伴う大規模自然災害の頻発化に対応するために、**農業水利施設等の基盤整備**や**農業用水の適切な水管理、防災・減災対策**等を促進する必要。このため、官民連携による技術の適用検討・現地実証や二国間又は多国間での技術交流、国際機関との連携を通じ、開発途上国の課題解決に資するICT等先端技術を活用した、**我が国質の高い農業農村開発技術の海外展開**や**人材の活用**等を積極的に推進する必要。

インフラシステム 海外展開戦略2025

〔決定：平成25年5月（インフラシステム輸出戦略）、最終改定（追補）：令和5年6月〕

○ 基本方針

- 国際情勢の複雑化、地球規模課題の深刻化等の急速な環境変化を踏まえ、**インフラの海外展開に関する新たな目標**を策定。
- カーボンニュートラル、デジタル変革**に対応した質の高いインフラの海外展開を促進し、**展開国社会課題解決・SDGs達成への貢献**等を実現。

○ 施策概要

- 「DX等新たな時代の変革への対応の強化」として、デジタル技術を活用し、アジアやアフリカの農業における課題解決や生産性の向上に資する**スマート農業技術の展開**等を実施。
- 「脱炭素社会に向けたトランジションの加速」として、二国間クレジット制度（JCM）を活用した**農業分野のメタン削減案件創出**等を実施。
- 「熊本水イニシアチブ」に基づき、気候変動問題に対し、我が国の先進技術を活用した農業用施設等を最大限活用した**適応策とGHG削減等の緩和策を両立**できる**質の高いインフラ**整備を実施。
- 「ASEANみどり協力プラン」に基づき、水田におけるGHG排出削減のための栽培管理技術の開発等、**各国の地域性を踏まえた支援**を実施。

我が国における海外農業農村開発に関する主要イニシアティブ

熊本水イニシアティブ

(令和4年4月 第4回アジア・太平洋水サミットにおいて岸田総理が発表)

○基本方針

- ・官民協働により、**デジタル化やイノベーションを活用して**、我が国の先進技術を活用した**「質の高いインフラ整備等**を通じて、アジア太平洋地域における水を巡る社会課題の解決に向けた取組を実施。**今後5年間で約5千億円を支援。**
- ・**気候変動への適応策と緩和策の両面での取組**と基礎的生活環境の改善等に向けた取組を強力に進め、アジア太平洋地域、そして地球規模の水を巡る社会課題の解決と持続的な経済成長に向け、積極的に貢献。

○基本施策

- ・気候変動問題に対して我が国の先進技術を活用し、ダム、下水道、農業用施設等を最大限活用した**流域治水**を通じ被害を軽減する**適応策**と、発生源である**温室効果ガスを削減する緩和策**を**両立できる「質の高いインフラ整備**を推進。
 - ・ダム、下水道、農業農村開発等について、「質の高いインフラ」の高度な運用操作、整備計画策定等を可能とする**適応策と緩和策のハイブリッド技術**の活用を推進。
 - ・**「質の高い農業農村」の整備推進**として、農業用排水施設の整備、水田の雨水貯留機能の活用を通じた農村の湛水被害の軽減による**気候変動適応策**と、農業用排水施設を活用した**小水力発電**、ICT技術を活用した高度な栽培管理を可能とする**農業用水管理システム**の導入を通じた**温室効果ガスの抑制**による**気候変動緩和策**の両方を実現する**ハイブリッド技術を開発・供与**。
- また、こうした取組を**国際水田・水環境ネットワーク（INWEPP）**等を通じて共有。

日ASEANみどり協力プラン

(採択：令和5年10月 日ASEAN農林大臣会合にて全会一致)

○基本方針

- ・我が国における「みどりの食料システム戦略」を踏まえ、高湿度・高温、豊富な水田、多くの中小規模農家といった**共通の地域特性を持つASEAN地域**において、「イノベーションによる強靭で持続可能な農業と食料システムの構築」に向けた協力と連携を推進。
- ・我が国による**ASEAN地域における協力プロジェクトの実施**を通じ、互いの協力関係をさらに強化・深化させるとともに、環境負荷を低減しながら農業生産性を向上させ、ASEAN地域の人々にとって安全で安価、多様で栄養価の高い食料へのアクセスを向上させることにより、農業及び食料セクターの繁栄を促進する取組を実施。

○基本施策

- ・日ASEANの間で、「①スマート／デジタル農業、循環型経済、バイオマスエネルギー、温室効果ガス（GHG）排出削減、総合防除（IPM）等のイノベーションにより、**強靭で持続可能な農業及び食料システムを構築するための技術の開発、実証、普及**」、「②**強靭で持続可能な農林業・食料システム構築のための人材育成**」、「③**ASEANにおける持続可能な農業のためのASEAN地域ガイドラインの実施に向けたその他の支援**」に関して協力を実施。
- ・農振局からは、Annex1-22「**安定した食料システムの構築と灌漑・排水施設に関する気候変動適応策・緩和策の開発**」（対象国：ASEAN各國）」、Annex2-4「**アジア・モンスーン地域における農業・農村開発による気候変動適応策・緩和策の推進**」（対象国：ベトナム、カンボジア、ラオス）」の取組について記載。

5

海外農業農村開発の課題と今後対応が必要な事項

○ 海外農業農村開発の課題

- ・世界の食料需要増大に対応するため、かんがい施設の整備等が重要である中、国際社会において、水田農業は、水利用効率が低く、GHG排出量が多い、といった認識が根付いており、**水利用の地域特性、水田の多面的機能等の重要性を国際社会に広く認知させる必要**。

- ・開発協力の主眼が、**気候変動対策等の持続可能な開発にシフト**しており、農業農村開発協力においても、気候変動等に対応した**開発協力のより一層の推進**に加え、我が国が有する**インフラ技術・製品等の導入方策の検討が必要**。

- ・畑作農業を主体とし、環境保全を重視する欧米諸国を中心とした国際議論に対し、**水田農業国が連携し、主張を強化する必要**。
- ・農業農村開発分野の協力案件が減少し、海外人材派遣者数が減少する中、**関係国との信頼関係を維持・強化する必要**。

○ 想定されるリスク

1. 国内施策への影響

畑作農業を前提とした国際ルールメーリングが進んだ場合、水田農業を前提とした我が国の施策（農業農村整備を含む）が、改善要求を受けるリスク。

2. 課題・支援ニーズとのミスマッチ

開発途上国において、開発協力の推進、我が国が有するインフラ技術・製品等の海外展開の促進に支障が生じるリスク。

3. 関係国・地域との関係希薄化

アジアモンスーン地域等への協力案件が減少した場合、これまで培ってきた関係国との信頼関係が弱化し、農業農村開発分野における我が国のプレゼンスが低下するリスク。

○ 今後対応が必要な事項

- 水田農業国の代表として、**水利用効率向上**や**GHG排出削減**に資する**持続的な水田農業の在り方**について**情報発信**する。
- 我が国の**国内施策の充実や技術の発展**のため、**各国・地域の施策や先進技術**について**情報収集**を行う。
- 開発途上国において、**持続的な食料システムの構築**、**気候変動対策等**に資する農業農村開発方策の検討・開発を行う。
- 農業農村開発分野における**我が国が有するインフラ技術・製品等の海外展開**、**開発協力案件の形成**に資する取組を行う。
- 二国間技術交流の実施、国際会議への参加、海外への人材派遣等を通じて、**関係国・地域との協力関係を強化**する。

6

海外農業農村開発に関する展開方向

基本方針

- 国際的な水議論に参画し、関係国や国際機関等と連携の上、**持続的な水田農業の在り方に関する主張を一層強化**。
- 我が国が有する**質の高いインフラ技術・製品等の海外展開を促進することにより、気候変動対策等に資する農業農村開発を推進**。
- 二国間技術交流等を通じ、**関係国・地域との連携強化**を図るとともに、農業農村開発分野における**我が国のプレゼンス向上**に寄与。

○海外農業農村開発に関する展開方向

1 水に関する国際的な議論への対応

⇒ 國際會議等において、水利用効率向上やGHG排出削減に資する持続的な水田農業の在り方について発信を強化。

1-1 國際的な水議論等への対応

⇒ 世界水フォーラムやICID、INWEPF、アジア・太平洋水フォーラム関係の国際會議に参加し、我が国の知見・技術を発信。**「水田農業関係国との協調強化」**

⇒ ICID、INWEPF等の枠組を通じて、各国・地域の施策・先進技術の情報収集及び国内施策へのフィードバック。

⇒ 世界かんがい施設遺産の制度を活用し、かんがいの歴史的意義や重要性に係る発信を強化。**「地域活性化の取組成果の対外発信強化」**

1-2 國際機関との連携強化

⇒ FAO、MRC、IWMI等の国際機関との連携強化を図り、水の効率的利用等の推進・情報発信を強化。**「多面的機能の認識向上、効率的な水管理手法の実証、整備指針の策定・現場実装、干ばつ・洪水発生予測モデルの構築」**

3 関係国・地域との連携強化

⇒ 技術交流、大使館等への海外人材派遣を通じた、農業農村開発分野における支援の実施により、関係国・地域との連携を強化。

3-1 技術交流等を通じた連携強化

⇒ 二国間技術交流(中国、韓国、タイ、ベトナム、インドネシア)、留学・研修により培われた人的ネットワークの活用等を通じたアジア・アフリカ諸国等との協力関係の構築。

⇒ 國際會議等における積極的な情報発信、ルールメーキングへの参画等を通じ、水田農業国代表としてリーダーシップを發揮。

3-2 大使館等への人材派遣

⇒ 大使館、JICA専門家等への人材派遣を通じて、関係国・地域における開発協力方針を充実し、農業農村開発分野の開発協力案件形成を促進。

⇒ JICA専門家派遣を通じた、研修等の実施による開発途上国への技術力向上支援を実施。

⇒ 大使館等での業務経験は、国際會議等で情報発信する国際人材の育成としても重要。

・地球規模課題の解決
・国益の実現

2 気候変動等の地球規模課題に対応した農業農村開発の推進

⇒ 気候変動等に対応した、我が国が有する農業農村開発方策、インフラ技術・製品等の海外展開を強化。

2-1 気候変動等に対応した開発協力の推進

⇒ 日ASEANみどり協力プラン、熊本水イニシアティブ等に基づき、グローバルサウスにおいて、持続的な食料システムの構築、気候変動対策等に資する農業農村開発方策を検討。

「東南アジア各國・地域に適した気候変動対策技術の開発・実証」

2-2 我が国の技術・製品の海外展開

⇒ 我が国が有する農業農村開発分野における質の高いインフラ技術・製品等の海外展開の促進。**「東南アジアで開発した情報基盤システムの南アジアへの展開・実証」**

2-3 新たな開発協力案件の創出

⇒ JICA等と連携し、新たな開発協力案件の形成に繋がる取組を実施。

「JICA『農業・農村開発協力における気候変動対策の取組戦略』と連携」

7

(参考) 農村振興局における取組

○ 農村振興局では、従来より、①国際的な水議論等への参画、②委託・補助事業、③国際機関を通じた協力、④二国間協力等の様々なスキームを通じて、我が国の優れた知見や技術、人材を国際社会へ提供。

○ 国内外で培ってきたハード・ソフト両面における知見や技術を背景として、**関係国や関係機関との友好関係を構築**し、世界情勢が不安定な中においても、**農業農村開発分野における国際協力を継続的に実施**。

1-1 国際的な水議論等への参画

●国際ネットワークへの参加

・ICID（国際かんがい排水委員会）を通じ、かんがい排水分野における技術・研究に関する情報を収集・発信。



●国際会議への参加

・世界水フォーラム等の国際会議において、国際ネットワーク等における検討の成果を発信。

1-2 国際機関を通じた協力

●国際機関への資金拠出・人材派遣

・FAO（国際連合食糧農業機関）、MRC（メコン河委員会）、IWMI（国際水管理研究所）等に資金拠出や人材派遣を行い、国際会議等における水利用効率に関する調査成果の発信、開発途上国におけるかんがい技術に関するガイドラインの策定、災害発生予測モデルの構築等を実施。

【協力成果の現場への適用事例】

・在ラオス日本国大使館の草の根無償資金協力により、MRCが作成したガイドラインを活用した設計に基づく魚道整備が開始。



2 委託・補助事業

●委託・補助事業の実施

・グローバルサウスにおいて、持続的な食料システムの構築、気候変動対策等に資する農業農村開発を推進するため、現地に適した農業農村開発方策の検討・開発を実施。



・気候変動等の地球規模課題に対応した、我が国が有する農業農村開発分野における質の高いインフラ技術・製品等の普及を促進するため、実証調査、展開構想策定等を実施。

3 二国間協力

●技術交流

・アジア諸国（中国、韓国、ベトナム、タイ、インドネシア）との間で、農業農村開発分野における政策及び技術に関する対話、並びに、現地視察を通じて情報交換し、協力関係を構築。



●人材派遣

・大使館、JICA専門家等への人材派遣を通じ、関係国への支援を促進し、連携を強化。

・JICA専門家や海外土地改良技術室による研修等を実施。

8

(参考) 農村振興局における最近の活動事例

■ ICID国際ワークショップにおいて気候変動予測に関する取組事例を発信

2023年11月、インドで開催された第25回ICID総会における国際ワークショップにおいて、農村振興局は、「日本の農業インフラの排水事業計画への気候変動予測の適用」について発表し、日本の取組事例について情報を発信。

本発表は、当該ワークショップにおけるベストペーパーに選出された。



■ 当局補助事業が「日ASEANみどり協力プラン」へ位置付け

農村振興局では、2023年より「熊本水イニシアティブ」に基づき、アジアモンスーン地域において、ICT水管理を活用した間断かんがいの実証等を通じた、農業農村開発分野における気候変動適応策と緩和策の両立に向けた補助事業を実施。

カンボジア、ラオス及びベトナムを対象国とした本事業は、ASEAN地域への我が国の協力イニシアティブである「日ASEANみどり協力プラン」に位置付けられている。



■ 世界水フォーラムにおいて日本及び韓国によるINWEPFワークショップを共同開催

2024年5月、インドネシア・バリ島で開催された第10回世界水フォーラムにおいて、日本（農村振興局）と韓国は、INWEPFワークショップを共同で開催。

水利用効率の向上や気候変動への適応・緩和に資する持続的な水田農業について、国際社会へ情報を発信した。



■ FAO専門家が水田農業の効率的水利用について情報発信

2023年11月、FAOは、農村振興局拠出金事業の一環として、ザンビアでワークショップを開催し、ザンビア、スリランカ及びパキスタンから政府関係者等が参加。

農村振興局からFAOへ派遣中の専門家が、水田における多面的機能を活用した効率的水利用について情報を発信し、参加者と意見交換を行った。



■ 第8回日中土地改良交流を開催

2024年10月、第8回日中土地改良交流が中国四川省成都市及び都江堰市で開催された。

土地改良分野での交流は1981年から実施。2012年以降、尖閣諸島問題により中断したが、2016年に「第1回日中土地改良交流」として再開され、農業関係の日中間の交流を再開する契機となった。2024年1月には、対面形式では4年ぶりとなる第7回の交流が日本で開催された。



■ JICA専門家の技術指導により「質の高いインフラ」の整備を実現

農村振興局から派遣されたJICA専門家が、派遣国ニーズに対応した農業農村開発の実施に貢献している。

カンボジアでは、ドナーごとの異なる設計思想に基づき、かんがい施設が整備されてきたが、JICA専門家の技術指導により、2023年に設計基準案を策定。併せて、現地の関係者に対し、適切に施設を運用するための研修を実施。



9

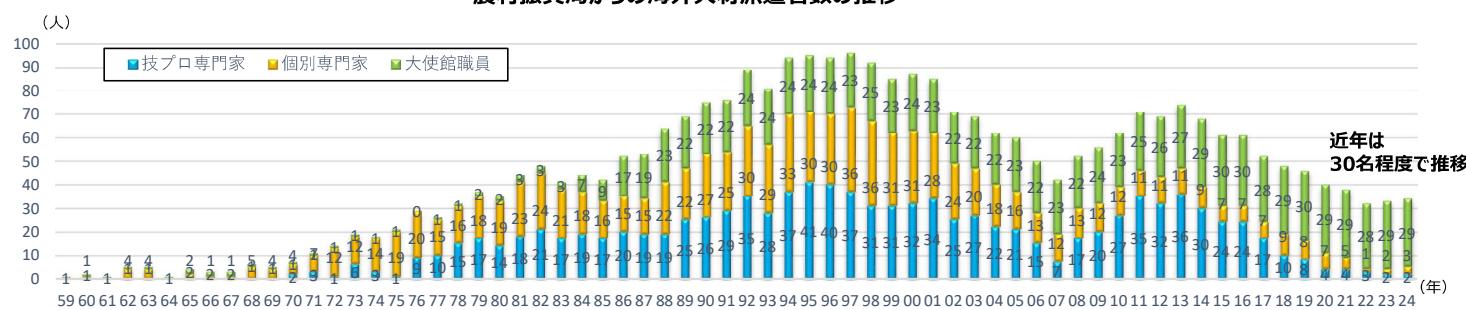
(参考) 農村振興局における海外人材派遣

- 農村振興局は、大使館・JICA専門家・国際機関への海外人材派遣を通じ、開発途上国等において、農業農村開発に関する技術の移転・普及、制度構築、研究開発、人材育成等の支援を実施。これにより、関係国との連携強化、開発協力案件形成等を促進。
- 農村振興局からの海外人材派遣数は、近年は30名程度で推移。

海外人材派遣による国際協力

- 農村振興局からの海外人材派遣（大使館・JICA専門家・国際機関）は1959年に始まり、2024年4月までに延べ1,288人を派遣。
- JICA専門家は、「技術協力プロジェクト専門家（通称：技プロ専門家）」と「個別専門家」に大別。
- 「技術協力プロジェクト専門家」**：特定の目標・成果を達成するため、計画に沿ってプロジェクトを遂行。
- 「個別専門家」**：政策アドバイザーとして先方政府関係者の相談役としての任にあたる政策助言型、援助窓口機関に配置され、援助事業全般の調整・実施促進等を行う援助調整型等の専門家として業務を遂行。
- 農業農村開発分野においては、設計・施工に関するハード面での技術協力のほか、我が国の土地改良区をモデルとし、かんがい排水施設を持続的に利用するため、農業者がオーナーシップを発揮するよう、計画段階から施設の設計・施工・管理に至るまで農業者が自発的に参加する参加型水管理（PIM）等に関するソフト面での技術協力も広く支援。
- 毎年200人を超える開発途上国からの研修生に対し、我が国の農業農村整備事業の制度紹介、国営事業実施地区での現地視察等を実施。

農村振興局からの海外人材派遣者数の推移



*技プロ専門家、個別専門家、大使館職員のみで整理（2024年4月1日現在）

10